

知っていますか??

日野市公契約条例



公契約条例とは??

日野市が発注する委託契約等の業務に従事される方の

“労働報酬下限額”

(=賃金の下限額) を定め、

労働条件の確保や公共事業の質の向上を図ることを目的とした条例です。

日野市では、地域経済の活性化と市民の福祉の向上に寄与することを目的に、平成30年10月1日より施行されました。

労働報酬下限額とは?

“賃金の下限額” で、

令和7年度の労働報酬下限額は

1時間当たり **1,238円**です。



!! あなたの賃金は大丈夫ですか? !!

「賃金が労働報酬下限額を下回っている」場合は
日野市総務課や受注者などに申し出をすることができます。

※「受注者は、申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いをしてはならない」と条例に定めています。